

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p> <p>7の2-5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C-9000)(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する<u>担当部門</u>(以下「<u>特例輸入担当部門</u>」といふ。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下の項から後記7の13-1までにおいて「担当税關」といふ。)の最寄りの官署(以下この項から後記7の13-1までにおいて「署所」といふ。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13-1までにおいて同じ。)へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本關の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(承認申請の撤回手続)</p> <p>7の2-6 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」1通を担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p> <p>7の2-5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C-9000)(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する<u>統括審査官</u>(以下「<u>特例申告担当統括官</u>」といふ。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下の項から後記7の13-1までにおいて「担当税關」といふ。)の最寄りの官署(以下この項から後記7の13-1までにおいて「署所」といふ。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13-1までにおいて同じ。)へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本關の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(承認申請の撤回手続)</p> <p>7の2-6 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」1通を担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>へ提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする。</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>7の2-8 令第4条の5第5項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出することにより行う。また、法第7条の5第1号イからホまでのいずれか又は法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする。</p>	<p>理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする。</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>7の2-8 令第4条の5第5項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出することにより行う。また、法第7条の5第1号イからホまでのいずれか又は法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする。</p>
<p>(期限後特例申告)</p> <p>7の4-1 期限後特例申告書(法第7条の4第2項に規定する期限後特例申告書をいう。以下同じ。)は、前記7の2-1に準じて記載等を行い、前記7の2-2に掲げる書類()を添付し、これを受理したときは、申告書原本の税關記入欄に「期限後申告」と朱書きし、前記7の2-3に準じて処理する。なお、期限後特例申告書を受理する際には、申告者に当該申告書を提出することとなつた理由を聴取し、期限後特例申告書が提出された旨を<u>特例輸入担当部門</u>に通報する。</p>	<p>(期限後特例申告)</p> <p>7の4-1 期限後特例申告書(法第7条の4第2項((期限後特例申告))に規定する期限後特例申告書をいう。以下同じ。)は、前記7の2-1(<u>特例申告の方法</u>)に準じて記載等を行わせ、前記7の2-2(<u>特例申告書の添付書類</u>)に掲げる書類()を添付させ、これを受理したときは、申告書原本の税關記入欄に「期限後申告」と朱書きし、前記7の2-3(<u>特例申告書の受理及び審査</u>)に準じて処理する。なお、期限後特例申告書を受理する際には、申告者に当該申告書を提出することとなつた理由を聴取し、期限後特例申告書が提出された旨を<u>特例申告担当統括官</u>に通報する。</p>
<p>(特例輸入者に対する担保提供命令)</p> <p>7の8-1 法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>特例輸入者が上記 に該当する場合には、次により担保の提供を命ず</p>	<p>(特例輸入者に対する担保提供命令)</p> <p>7の8-1 法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>特例輸入者が上記 に該当する場合には、次により担保の提供を命ず</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った<u>特例輸入担当部門</u>の要請に基づき本關収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他關稅に関する法律の規定により担保の提供をする場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税關官署において、<u>輸出入・港湾關連情報処理システム</u>又は航空貨物通關情報処理システムを使用した輸入申告又は納稅申告のために使用する担保（一の税關官署において、<u>輸出入・港湾關連情報処理システム</u>及び航空貨物通關情報処理システムを使用した輸入申告又は納稅申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>担保の提供を命ぜられた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、法第72条の規定により、特例申告貨物に係る貨物の輸入は許可されないこととなる。</p> <p>この場合において、収納担当部門は直ちに<u>特例輸入担当部門</u>にその旨を通報するものとする。</p> <p>（担保提供命令の変更）</p> <p>7の8 - 3 法第7条の8第2項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。</p> <p>特例輸入者に対して命じた担保の変更</p> <p>イ 法第7条の8第1項の規定により担保の提供を受けた税關の収納担当部門は、毎月、特例申告により納付すべき關稅等の額と同項の規定により提供された担保提供額との対査確認を行う。</p> <p>また、担保の提供期間の満了時において、当該特例輸入者が満了時前1年間において前記7の8 - 1の のイからハまでに掲げる場合に該当することとなっているか否かについて、<u>特例輸入担当部門</u>に確認を行う。</p> <p>ロ～ニ（省略）</p>	<p>る。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った<u>特例申告担当統括官</u>の要請に基づき本關収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他關稅に関する法律の規定により担保の提供をする場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税關官署において、<u>海上貨物通關情報処理システム</u>又は航空貨物通關情報処理システムを使用した輸入申告又は納稅申告のために使用する担保（一の税關官署において、<u>海上貨物通關情報処理システム</u>及び航空貨物通關情報処理システムを使用した輸入申告又は納稅申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>担保の提供を命ぜられた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、法第72条の規定により、特例申告貨物に係る貨物の輸入は許可されないこととなる。</p> <p>この場合において、収納担当部門は直ちに<u>特例申告担当統括官</u>にその旨を通報するものとする。</p> <p>（担保提供命令の変更）</p> <p>7の8 - 3 法第7条の8第2項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。</p> <p>特例輸入者に対して命じた担保の変更</p> <p>イ 法第7条の8第1項の規定により担保の提供を受けた税關の収納担当部門は、毎月、特例申告により納付すべき關稅等の額と同項の規定により提供された担保提供額との対査確認を行う。</p> <p>また、担保の提供期間の満了時において、当該特例輸入者が満了時前1年間において前記7の8 - 1の のイからハまでに掲げる場合に該当することとなっているか否かについて、<u>特例申告担当統括官</u>に確認を行う。</p> <p>ロ～ニ（省略）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>(承認申請手続等)</p>	<p>(同左)</p> <p>(承認申請手続等)</p>
<p>7の9-2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</p> <p>承認申請書の提出</p> <p>法第7条の9第2項において準用する電子帳簿保存法(以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。)第6条第1項及び第2項(電子帳簿保存法第9条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請(以下この項において「承認申請」という。)は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類(以下この節において「関税関係帳簿書類」という。)の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」(C-9300)若しくは「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」(C-9310)又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要等必要事項を記載した「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」(C-9315)(以下この項及び後記7の9-4において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする。</p>	<p>7の9-2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</p> <p>承認申請書の提出</p> <p>法第7条の9第2項において準用する電子帳簿保存法(以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。)第6条第1項及び第2項(電子帳簿保存法第9条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請(以下この項において「承認申請」という。)は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類(以下この節において「関税関係帳簿書類」という。)の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」(C-9300)若しくは「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」(C-9310)又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要等必要事項を記載した「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」(C-9315)(以下この項及び後記7の9-4<u>〔変更の届出手続等〕</u>において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする。</p>
<p>~ (省略)</p> <p>(取りやめの届出手続等)</p>	<p>~ (同左)</p> <p>(取りやめの届出手続等)</p>
<p>7の9-3 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等については、次による。</p> <p>取りやめの届出書の提出</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特</p>	<p>7の9-3 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等については、次による。</p> <p>取りやめの届出書の提出</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>例輸入者が、電子帳簿保存法第7条第1項の規定に基づき、自己の都合により、その承認を受けている関税関係帳簿書類の全部又は一部について、電磁的記録による保存等の取りやめをしようとする場合には、あらかじめ、「関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」(C-9330)以下この節において「取りやめの届出書」という。)2通(原本、届出者用)を、担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出することにより<u>行う</u>。ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>(省略)</p> <p>保存の義務</p> <p>取りやめの届出書の提出があったときは、その提出の日に、その届出書に記載された関税関係帳簿書類に係る承認の効力が失われることから、その後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、電子帳簿保存法第4条第1項又は第2項の承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等を取りやめる場合は、既に電磁的記録等により保存等を行っているものはその時点で書面に出力して保存しなければならないことに留意する。</p> <p>また、電子帳簿保存法第4条第3項の承認を受けている関税関係書類の電磁的記録による保存を取りやめる場合は、電磁的記録の基となつた書類を保存しているときは当該書類を、電磁的記録の基となつた書類を破棄しているときはその届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。</p> <p>(変更の届出手続等)</p> <p>7の9-4 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の手続等については、次による。</p> <p>変更の届出書の提出</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が、電子帳簿保存法第7条第2項の規定に基づき、承認を受ける際に承認申請書(その申請書に添付した書類を含む。)に記載した事項(関税関係帳簿書類の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、</p>	<p>例輸入者が、電子帳簿保存法第7条第1項の規定に基づき、自己の都合により、その承認を受けている関税関係帳簿書類の全部又は一部について、電磁的記録による保存等の取りやめをしようとする場合には、あらかじめ、「関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」(C-9330)以下この節において「取りやめの届出書」という。)2通(原本、届出者用)を、担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出することにより<u>行わせる</u>。ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>(同左)</p> <p>保存の義務</p> <p>取りやめの届出書の提出があつたときは、その提出の日に、その届出書に記載された関税関係帳簿書類に係る承認の効力が失われることから、その後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、電子帳簿保存法第4条第1項又は第2項の承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等を取りやめる場合は、既に電磁的記録等により保存等を行つているものはその時点で書面に出力して保存しなければならないことに留意する。</p> <p>また、電子帳簿保存法第4条第3項の承認を受けている関税関係書類の電磁的記録による保存を取りやめる場合は、電磁的記録の基となつた書類を保存しているときは当該書類を、電磁的記録の基となつた書類を破棄しているときはその届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従つて保存することに留意する。</p> <p>(変更の届出手続等)</p> <p>7の9-4 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の手続等については、次による。</p> <p>変更の届出書の提出</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が、電子帳簿保存法第7条第2項の規定に基づき、承認を受ける際に承認申請書(その申請書に添付した書類を含む。)に記載した事項(関税関係帳簿書類の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>あらかじめ、その旨を記載した「関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」(C-9340)(以下「変更の届出書」という。)2通(原本、届出者用)を、担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出することにより行う。ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>変更の届出書の提出をするのは、承認申請書及び添付書類に記載した事項を変更する場合であるが、具体的には、承認の要件に係る次に掲げるようなシステム変更を行った場合がこれに該当することとなる。</p> <p>イ　関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等のうち、訂正加除の履歴の確保や検索機能の確保に係る変更</p> <p>□　(省略) 及び　(省略)</p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7の10-1　令第4条の13の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」(C-9040)2通(原本、届出者用)を担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする。</p> <p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>7の13-1　法第7条の13に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>特例輸入者承認の承継の承認申請(以下この項において「承継の承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認申請書」(C-9060)(以下この項において「承継の承認申請</p>	<p>あらかじめ、その旨を記載した「関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」(C-9340)(以下「変更の届出書」という。)2通(原本、届出者用)を、担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出することにより行わせる。ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>変更の届出書の提出をするのは、承認申請書及び添付書類に記載した事項を変更する場合であるが、具体的には、承認の要件に係る次に掲げるようなシステム変更を行つた場合がこれに該当することとなる。</p> <p>イ　関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等のうち、訂正加除の履歴の確保や検索機能の確保に係る変更</p> <p>□　(同左) 及び　(同左)</p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7の10-1　令第4条の13の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」(C-9040)2通(原本、届出者用)を担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする。</p> <p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>7の13-1　法第7条の13に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>特例輸入者承認の承継の承認申請(以下この項において「承継の承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認申請書」(C-9060)(以下この項において「承継の承認申請</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書」という。) 2通(原本、申請者用)を担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p>会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第7条の13で準用する法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。</p> <p>なお、法人である特例輸入者が会社の種類を変更した後も引き続き特例輸入者の承認を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13-22に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「特例輸入者」と読み替えるものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>書」という。) 2通(原本、申請者用)を担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第7条の13で準用する法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。</p> <p>なお、法人である特例輸入者が会社の種類を変更した後も引き続き特例輸入者の承認を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13-22(法人の合併等の取扱い)に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「特例輸入者」と読み替えるものとする。</p> <p>(同左)</p>
<p>(更正の手続)</p> <p>7の16-2 法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。</p> <p>更正を行おうとする場合には、次により更正の決議を行う。</p> <p>なお、納税申告に係る納付後の更正に伴って過誤納金が生ずる場合には、その過誤納金の還付決議を併せて行い、下記 の更正通知書(支払決定用)を支払事務担当部門に送付する。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>納税申告に係る納付前における減額更正は、原則として法第7条の16第4項ただし書に規定する更正の方法によつて行い、納税申告に係る税額の納付前における増額更正に該当することとなる場合には、法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告の手続によるよう指導する。</p> <p>納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第</p>	<p>(更正の手続)</p> <p>7の16-2 法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。</p> <p>更正を行おうとする場合には、次により更正の決議を行う。</p> <p>なお、納税申告に係る納付後の更正に伴つて過誤納金が生ずる場合には、その過誤納金の還付決議を併せて行い、下記 の更正通知書(支払決定用)を支払事務担当部門に送付する。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>納税申告に係る納付前における減額更正は、原則として法第7条の16第4項ただし書《是正による是正》に規定する更正の方法によつて行い、納税申告に係る税額の納付前における増額更正に該当することとなる場合には、法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告の手続によるよう指導する。</p> <p>納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替えさせる。ただし、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法(税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号。後記9の4-3、9の4-4、95-1及び100-6において「税関手続オンライン化省令」という。)第8条第1号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。)による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。</p> <p>法第7条の16第4項の規定に基づく更正通知書の送達は、令第4条の18第1項に規定する記載事項を記入した「関税更正通知書」(C-1040)3通(原本、通知用、支払決定用)を作成し、うち1通(通知用)を納税申告をした者に送達して行う。ただし、納税申告に係る税額の納付前における更正及び納税申告に係る納付後における増額更正の場合にあつては、支払決定用の更正通知書は作成するに及ばない。</p> <p>送達する更正通知書が納税申告に係る税額の納付後における増額更正に係るものであるときは、税關において増額更正に係る納付書の第1片から第4片まで(納付書・領收証書用、領收控用、領收済通知書用、税關用)に所要の記入を行い、その各片に更正通知書の番号を付記するとともに、その第3片(領收済通知書用)の「納付の目的」欄の下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを更正通知書に添付して納税申告をした者に送達する。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達する。</p> <p>また、その更正通知書が、先に更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求に基づく再更正に係るものであるときは、前記7の3-1により添付した更正通知書の余白に当該再更正に係る通知書の番号及び年月日を付記した上、これを当該再更正に係る通知書に添付して送達する。</p> <p>法第7条の16第4項ただし書の規定による納税申告に係る税額の納付前の減額更正は、輸入(納税)申告をした者が税關の窓口にいる場合には、その者に輸入(納税)申告書に記載した税額等を是正させ、その是正箇所に、その者の印を押なつするとともに税關の審査印を押なつ</p>	<p>法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出させる。</p> <p>法第7条の16第4項《更正又は決定の方法》の規定に基づく更正通知書の送達は、令第4条の18第1項《更正通知書の記載事項》に規定する記載事項を記入した「関税更正通知書」(C-1040)3通(原本、通知用、支払決定用)を作成し、うち1通(通知用)を納税申告をした者に送達して行う。ただし、納税申告に係る税額の納付前における更正及び納税申告に係る納付後における増額更正の場合にあつては、支払決定用の更正通知書は作成するに及ばない。</p> <p>送達する更正通知書が納税申告に係る税額の納付後における増額更正に係るものであるときは、税關において増額更正に係る納付書の第1片から第4片まで(納付書・領收証書用、領收控用、領收済通知書用、税關用)に所要の記入を行い、その各片に更正通知書の番号を付記するとともに、その第3片(領收済通知書用)の「納付の目的」欄の下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを更正通知書に添付して納税申告をした者に送達する。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達する。</p> <p>また、その更正通知書が、先に更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求に基づく再更正に係るものであるときは、前記7の3-1(更正の請求の手続)により添付させた更正通知書の余白に当該再更正に係る通知書の番号及び年月日を付記した上、これを当該再更正に係る通知書に添付して送達する。</p> <p>法第7条の16第4項ただし書の規定による納税申告に係る税額の納付前の減額更正は、輸入(納税)申告をした者が税關の窓口にいる場合には、その者に輸入(納税)申告書に記載した税額等を是正させ、その是正箇所に、その者の印を押なつさせるとともに税關の審査印を押なつ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、それ以外の場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつし、それぞれ上記 <u>により差し替えた</u>是正後の税額に係る納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用）（第3片は、税関の審査印を押なつしたもの）を輸入（納税）申告をした者に送達することにより行う。ただし、当該減額更正が輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係るものである場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつすとともに、上記 <u>に</u>準じて更正通知書を送達することにより行う。</p>	<p>し、それ以外の場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつし、それぞれ上記 <u>により差し替えさせた</u>是正後の税額に係る納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用）（第3片は、税関の審査印を押なつしたもの）を輸入（納税）申告をした者に送達することにより行う。ただし、当該減額更正が輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係るものである場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつすとともに、上記 <u>に</u>準じて更正通知書を送達することにより行う。</p>
<h4>第4節 関税の納付及び徴収</h4> <p>（電子情報処理組織による納付手続に係る事前届出）</p> <p>9の4 - 3 法第9条の4ただし書に規定する「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合」とは、税関手続オンライン化省令第7条の規定により届け出た場合をいう。この場合において、具体的な届出の方法等については、次による。</p> <p>同条第1項第3号に規定する「書面」とは、輸入（納税）申告書又は修正申告書をいい、同号に規定する「その旨を付記する方法」とは、例えば、これらの申告書の上部余白に「MPN利用」と明瞭に記載する方法等、<u>その意思を明確に示す適宜の方法</u>による。なお、同号の規定による事前届出は、審査の終了後であっても関税の納付があるまでは行うことができる、留意する。</p> <p>また、同号の規定による事前届出があったときは、輸入（納税）申告書又は修正申告書の審査の終了後にこれらの書面の回付を受けた収納担当部門において、納付番号その他の納付情報を記載した「納付番号通知情報」を申告者に通知する。</p> <p>同項第4号に規定する「税関長がその調査により更正し又は決定する</p>	<h4>第4節 関税の納付及び徴収</h4> <p>（電子情報処理組織による納付手続に係る事前届出）</p> <p>9の4 - 3 法第9条の4ただし書(<u>（電子情報処理組織による納付手続）</u>)に規定する「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合」とは、<u>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令</u>(平成15年財務省令第7号。以下この項及び次項において「<u>税関手続オンライン化省令</u>」といふ。)第7条(<u>(事前届出)</u>)の規定により届け出た場合をいう。この場合において、具体的な届出の方法等については、次による。</p> <p>同条第1項第3号に規定する「書面」とは、輸入（納税）申告書又は修正申告書をいい、同号に規定する「その旨を付記する方法」とは、例えば、これらの申告書の上部余白に「MPN利用」と明瞭に記載する方法<u>その他、その意思を明確に示す適宜の方法</u>による。なお、同号の規定による事前届出は、審査の終了後であっても関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。</p> <p>また、同号の規定による事前届出があったときは、輸入（納税）申告書又は修正申告書の審査の終了後にこれらの書面の回付を受けた収納担当部門において、納付番号その他の納付情報を記載した「納付番号通知情報」を申告者に通知する。</p> <p>同項第4号に規定する「税関長がその調査により更正し又は決定する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「場合」とは、法第7条の16第1項から第3項までの規定により更正し若しくは決定する場合又は同法第8条の規定により決定する場合をいう。なお、税関手続オンライン化省令第7条第1項第4号の規定による事前届出は、更正等に係る関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。</p> <p>また、同号の規定による事前届出があったときは、納付書の送達が必要とされているものについては、当該納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、納税告知書の送達が必要とされているものについては、当該納税告知書に加え「納付番号通知情報」を送達する。なお、納付書の送達後に当該事前届出があったときは、先に送達した納付書を「納付番号通知情報」に差し替える。</p> <p>(電子情報処理組織による納付手続)</p> <p>9の4-4 法第9条の4ただし書に規定する「財務省令で定める方法」とは、税関手続オンライン化省令第8条各号の規定により納付する方法をいう。なお、同条に規定する用語の定義等については、以下のとおりである。</p> <p>— 同条第1号に規定する「金融機関が提供したプログラム」とは、各金融機関が提供するインターネットバンキングやATM(現金自動預け払い機)等のサービスを利用するため端末機上で動作するプログラムをいい、「納付番号その他の納付情報」とは、個別の納付義務を特定するための「納付番号」及び当該納付番号を使用して納付する者が「納付番号通知情報」の通知を受けた者であることを確認するための「確認番号」並びに税關等の収納機関を特定するための「収納機関番号」をいう。</p> <p>なお、当該納付情報を払い出し、前記9の4-3の事前届出をした者に通知する方法については、この通達に定めるところによるほか、その他の関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>— 同条第2号に規定する「あらかじめ会社及び金融機関に対し通知した口座番号」とは、あらかじめ納税者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の3者間においてなされた口座振替契約に係る預貯金口座の番号を特定するための情報をいう。</p> <p>なお、同号に規定する口座振替の方法により関税等を納付する際にお</p>	<p>「場合」とは、法第7条の16第1項から第3項まで((更正及び決定))の規定により更正し若しくは決定する場合又は同法第8条((賦課決定))の規定により決定する場合をいう。なお、税関手続オンライン化省令第7条第1項第4号の規定による事前届出は、更正等に係る関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。</p> <p>また、同号の規定による事前届出があったときは、納付書の送達が必要とされているものについては、当該納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、納税告知書の送達が必要とされているものについては、当該納税告知書に加え「納付番号通知情報」を送達する。なお、納付書の送達後に当該事前届出があったときは、先に送達した納付書を「納付番号通知情報」に差し替えさせる。</p> <p>(電子情報処理組織による納付手続)</p> <p>9の4-4 法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する「財務省令で定める方法」とは、税関手続オンライン化省令第8条((電子情報処理組織による納付手続))の規定により納付する方法をいう。</p> <p>この場合において、同条に規定する「金融機関が提供したプログラム」とは、各金融機関が提供するインターネットバンキングやATM(現金自動預け払い機)等のサービスを利用するため端末機上で動作するプログラムをいい、「納付番号その他の納付情報」とは、個別の納付義務を特定するための「納付番号」及び当該納付番号を使用して納付する者が「納付番号通知情報」の通知を受けた者であることを確認するための「確認番号」並びに税關等の収納機関を特定するための「収納機関番号」をいう。</p> <p>なお、当該納付情報を払い出し、前項の事前届出をした者に通知する方法については、この通達に定めるところによるほか、その他の関税関係通達の定めるところによる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ける具体的手順等については、その他の関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>(関税の納付の確認)</p> <p>9の4 - 6 法第9条の4の規定により関税の納付があった場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>納期限を経過してなお関税等が納付未済となっている特例申告については、その特例申告を行った者に対し納税をしようするとともに、納付未済となっている理由を聴取のうえ、当該特例申告を行った者が特例輸入者である場合にあっては、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行った税關の<u>特例輸入担当部門</u>に通報する。</p> <p>(省略)</p> <p>(関税の担保の種類)</p> <p>9の6 - 1 法第9条の6第1項に規定する関税の担保の種類については、次による。</p> <p>国債とは、日本国が債務者である国債（内国債）、「地方債」とは地方公共団体が債務者である地方債をいい、証券が発行されているものに限らない。</p> <p>税關長が確実と認める社債その他の有価証券とは、原則として、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 農林中央金庫法（大正12年法律第42号）、<u>株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）</u>その他の特別の法律により設立された法人の発行する債券（農林債券、商工債券等）</p> <p>口 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）その他の特別の法律により設立された株式会社の発行する社債</p> <p>ハ 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）により発行する債券</p>	<p>(関税の納付の確認)</p> <p>9の4 - 6 法第9条の4の規定により関税の納付があった場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>納期限を経過してなお関税等が納付未済となっている特例申告については、その特例申告を行った者に対し納税をしようするとともに、納付未済となっている理由を聴取のうえ、当該特例申告を行った者が特例輸入者である場合にあっては、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行った税關の<u>特例申告担当統括官</u>に通報する。</p> <p>(同左)</p> <p>(関税の担保の種類)</p> <p>9の6 - 1 法第9条の6第1項に規定する関税の担保の種類については、次による。</p> <p>「国債」とは、日本国が債務者である国債（内国債）、「地方債」とは地方公共団体が債務者である地方債をいい、証券が発行されているものに限らない。</p> <p>「税關長が確実と認める社債その他の有価証券」とは、原則として、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 農林中央金庫法（大正12年法律第42号）、<u>商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）</u>その他の特別の法律により設立された法人（株式会社を除く。）の発行する債券（農林債券、商工債券等）、<u>日本電信電話株式会社法（昭和59年12月25日法律第85号）附則第4条第1項に規定する旧公社法により設立された法人の発行した電信電話債券</u></p> <p>口 国際電信電話株式会社法（昭和27年法律第301号）その他の特別の法律により設立された株式会社の発行する社債</p> <p>ハ 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）により発行する債券（<u>興業債券、長期信用債券、日本信用債券</u>）及び<u>外国為替銀行法（昭和29年法律第67号）</u>により発行する債券（東京銀行債券）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>二及びホ（省略） ヘ <u>担保付社債信託法</u>（明治38年法律第52号）の規定により発行された <u>物上担保付社債</u> 立木とは、立木に関する法律第1条第1項の規定により所有権保存 の登記をした樹木の集団をいう。 （省略） 税関長が確実と認める保証人の保証とは、原則として、銀行法（昭 和56年法律第59号）による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、 農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に よる商工組合中央金庫、信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信 用金庫、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生 命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定 する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社 等の保証をいう。 ただし、税関長が資力、信用等が確実であると認める場合には、その 他の保証人の保証を認めて差し支えない。 金銭の範囲は、前記9の4-1の の規定による。</p>	<p>二及びホ（同左） ヘ <u>担保付社債信託法</u>（明治38年法律第52号）の規定により発行された <u>物上担保付社債</u> 「立木」とは、立木に関する法律第1条第1項の規定により所有権保 存の登記をした樹木の集団をいう。 （同左） 「税関長が確実と認める保証人の保証」とは、原則として、銀行法（昭 和56年法律第59号）による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、 農林中央金庫法による農林中央金庫、<u>商工組合中央金庫法</u>による商工組 合中央金庫、信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫、保 險業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社、 同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保 險会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等の保証をいう。 ただし、税関長が資力、信用等が確実であると認める場合には、その 他の保証人の保証を認めて差し支えない。 「金銭」の範囲は、前記9の4-1（<u>関税の納付に関する用語の意義</u>） の の規定による。</p>
<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>（外国貿易船等の入港手続） 15-3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。 ~（省略） 本邦内の開港等において法第15条第1項又は第7項に規定する積荷 に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内 の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮 陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（<u>通関情報処理シス テム</u>（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 （昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をい う。以下同じ。）による場合においては、船（取）卸港における船（取） 卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>（外国貿易船等の入港手続） 15-3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。 ~（同左） 本邦内の開港等において法第15条第1項又は第7項に規定する積荷 に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内 の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮 陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（<u>電子情報処理組織</u>に よる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報 告させることとして差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)</p>	<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)</p>
<p>32 - 5 令第 27 条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16 - 1 の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>」を使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の第 2 章第 1 節 1 - 3 に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p>	<p>32 - 5 令第 27 条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16 - 1 <u>（見本検査承認申請等）</u>の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「<u>海上貨物通関情報処理システム</u>」を使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の第 2 章第 1 節 1 - 3 <u>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</u>に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p>
<p>~ (省略)</p>	<p>~ (同左)</p>
<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(改善措置の求め)</p>	<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(改善措置の求め)</p>
<p>52 - 1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合</p> <p>貨物管理業務において<u>通関情報処理システム</u>を適時、適正に使用していない場合</p>	<p>52 - 1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合</p> <p>貨物管理業務において<u>電子情報処理組織</u>（<u>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律</u>（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を適時、適正に使用していない場合</p>
<p>及び (省略)</p>	<p>及び (同左)</p>
<p>第 5 章 運送</p>	<p>第 5 章 運送</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(改善措置の求め)</p> <p>63の5 - 1 法第63条の5の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>特定保税運送に関する業務において<u>通関情報処理システム</u>を適時、適正に使用していない場合。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>(改善措置の求め)</p> <p>63の5 - 1 法第63条の5の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>特定保税運送に関する業務において<u>電子情報処理組織</u>を適時、適正に使用していない場合。</p> <p>~ (同左)</p>
<p>(運送貨物の到着の確認)</p> <p>63 - 13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記34の2 1(保税地域における事務処理手続)の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、<u>税関職員による</u>運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税關における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記63 6の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税關職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記63 14及び63 15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税關に返送する。</p> <p>なお、運送された貨物に重大な異常があつた場合においては、到着地税關は、異常のあつた貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもつて速やかに発送地税關に連絡するものとする。</p> <p>第6章 通 関</p> <p>第1節 一般輸出通關</p>	<p>(運送貨物の到着の確認)</p> <p>63 - 13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記34の2 1(保税地域における事務処理手続)の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、<u>保税取締部門における</u>運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税關における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があつたものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記63 6の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税關職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記63 14及び63 15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税關に返送する。</p> <p>なお、運送された貨物に重大な異常があつた場合においては、到着地税關は、異常のあつた貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもつて速やかに発送地税關に連絡するものとする。</p> <p>第6章 通 関</p> <p>第1節 一般輸出通關</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特定委託輸出申告の方法)</p> <p>67の3-2-1 特定委託輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う場合には、令第59条の5第2項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の<u>利用者コード</u>(特定輸出者が<u>通関情報処理システム</u>を使用する際に利用するコードをいう。)並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を<u>通関情報処理システム</u>に登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出者が同項に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記67の3-2-3ののによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに<u>貨物の蔵置場所</u>の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>	<p>(特定委託輸出申告の方法)</p> <p>67の3-2-1 特定委託輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う場合には、令第59条の5第2項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を<u>電子情報処理組織</u>に登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出者が同項に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記67の3-2-3ののによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに<u>保税地域</u>の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>
<p>第9章 雜則</p> <p>(承認申請手続等)</p> <p>94-2 前記7の9-2、7の9-3、7の9-4の及び、7の9-5、7の9-6の及び、7の9-7並びに7の9-8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>」とあるのは「所轄税關長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受</p>	<p>第9章 雜則</p> <p>(承認申請手続等)</p> <p>94-2 前記7の9-2、7の9-3、7の9-4の及び、7の9-5、7の9-6の及び、7の9-7並びに7の9-8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>」とあるのは「所轄税關長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の<u>特例輸入担当部門</u>に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の3」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8」とあるのは「94-2において準用する7の9-8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税關の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税關の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-5中「担当税關の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2に</p>	<p>受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の<u>特例申告担当統括官</u>に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の3」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8」とあるのは「94-2において準用する7の9-8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税關の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税關の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-5中「担当税關の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>おいて準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p> <p>（税関事務管理人の事務の範囲）</p> <p>95-1 法第95条第1項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。</p> <p>（省略）</p> <p>税関長又は税關の支署その他の税關官署の長（所属職員を含む。以下「税關長等」という。）が発する書類（<u>通關情報処理システム及び税關手続オンライン化省令</u>第4条第2項に規定する電子情報処理組織を使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領 及び（省略）</p> <p>（指定者の取扱い）</p> <p>100-6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織（<u>通關情報処理システム又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用できなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第42条第1項、第56条第1項、第62条の2第1項若しくは第62条の8第1項の許可又は定率法第13条第1項若しくは第19条第1項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、保税監督部門において次により確認するものとする。</p> <p><u>通關情報処理システム</u>を使用することができることの証明は、<u>輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</u>から交付された利用承諾書等<u>通</u></p>	<p>「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p> <p>（税関事務管理人の事務の範囲）</p> <p>95-1 法第95条第1項<u>《税関事務管理人》</u>に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。</p> <p>（同左）</p> <p>税關長又は税關の支署その他の税關官署の長（所属職員を含む。以下「税關長等」という。）が発する書類（<u>電子情報処理組織</u>を使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領</p> <p>及び（同左）</p> <p>（指定者の取扱い）</p> <p>100-6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用できなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第42条第1項、第56条第1項、第62条の2第1項若しくは第62条の8第1項の許可又は定率法第13条第1項若しくは第19条第1項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、保税監督部門において次により確認するものとする。</p> <p><u>電子情報処理組織による税關手續の特例等に関する法律</u>（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織を使用するこ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関情報処理システムを使用できることを証する書類により確認するものとする。また、当該<u>通関情報処理システム</u>を使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等<u>通関情報処理システム</u>を使用することができなくなったことを証する書類により確認するものとする。</p> <p>税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」(平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号) の第 2 章 2 - 1 の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。</p>	<p>とができるこの証明は、独立行政法人通關情報処理センターから交付された利用承諾書等電子情報処理組織を使用できることを証する書類を提出させ確認するものとする。また、当該電子情報処理組織を使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等電子情報処理組織を使用することができなくなったことを証する書類により確認するものとする。</p> <p><u>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令</u>(平成 15 年財務省令第 7 号)第 4 条第 2 項の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」(平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号) の第 2 章 2 - 1 (<u>利用申込手続</u>)の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。</p>